

## 新宿区日常生活用具等受給者に対する利用者負担軽減事業運営要綱

平成 19 年 2 月 1 日 18 新福障経第 1888 号福祉部長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年規則第 60 号。以下「規則」という。）第 33 条第 2 号で規定する日常生活用具等の給付を受ける者について、新宿区地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担を軽減し、新制度への円滑な移行を図ることを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 この事業の対象となる利用者（以下「対象者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 43 条の 3 第 1 号から第 2 号までに該当する者とする。

### (軽減内容)

第 3 条 区長は、日常生活用具等の給付又は貸与に係る利用者負担の額について、規則第 36 条第 1 項の規定による残額を、政令第 43 条の 3 第 2 号に該当する者は無料とし、第 1 号に該当する者は 100 分の 10 から 100 分の 3 に減額し、残額と減額後の差額を対象者に給付するものとする。

2 前項本文の規定により利用者負担の額を軽減された者の規則第 37 条第 1 項に基づく負担上限月額額は、軽減後の額により算出するものとする。

### (対象者への通知)

第 4 条 区長は、第 2 条に規定する軽減の対象者に対して、新宿区日常生活用具等給付等事業実施要綱（平成 19 年 2 月 2 日付、18 新福障経第 1886 号。以下「実施要綱」という。）第 11 条により交付する日常生活用具及び住宅設備改善費給付券（以下「給付券」という。）又は第 32 条第 3 項により交付する点字図書発行証明書（以下「証明書」という。）に前条で規定する軽減後の額を明示することにより通知したものとみなす。

### (軽減の方法)

第 5 条 日常生活用具の供給を行った者又は出版施設は、規則第 36 条第 4 項に基づき日常生活用具等に係る費用を区長に請求する際は、前条の給付券又は証明書に明示された軽減後の額を控除した額を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を審査し、支払うべきものと認められる場合は、速やかに請求者に支払うものとする。

### (譲渡又は担保の禁止)

第 6 条 この要綱による給付を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (不正利得の返還)

第 7 条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による給付を受けた者がいるときは、区長は、その者から、当該給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

## 附 則

1 この要綱は、平成 19 年 2 月 2 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成20年12月15日20新福障経第1586号）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成22年3月15日21新福障経第1977号）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年3月30日23新福障経第2292号）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日24新福障福第1570号）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月26日26新福障経第2355号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日29新福障経第2336号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2新福障経第2558号）

この要綱は、決定の日から施行する。